

「空港の設置及び管理に関する 基本方針」の改正について

- 「空港の設置及び管理に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)は、空港法第3条に基づき策定するもの。
- 基本方針は、空港機能施設事業者の指定に係る審査基準の効果を有するほか、空港の効果的かつ効率的な設置及び管理を図るために必要な指導、助言及び勧告をする際の指針等の役割を担う。

目的(第1条)

空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、

- ・ 環境保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資する
- ・ 我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与する

空港法の設置及び管理に関する基本方針(第3条)

- 国土交通大臣は、空港の設置及び管理に関する基本方針を策定し、公表する。(変更する際も同様。)
- 基本方針の策定又は変更に当たっては、交通政策審議会の意見を聴取。

<基本方針に定める事項(第2項)> ※基本方針における第一～第七はこれに対応

- (1) 空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項
- (2) 空港の整備に関する基本的な事項
- (3) 空港の運営に関する基本的な事項
- (4) 空港とその周辺の地域との連携の確保に関する基本的な事項
- (5) 空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項
- (6) 地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港相互間の連携の確保に関する基本的な事項
- (7) 上記に掲げるもののほか、空港の設置及び管理に関する基本的な事項(その他)

<基本理念(第3項)>

基本方針は、空港の設置及び管理を行う者、国、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の相互の密接な連携及び協力の下に、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行い、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

- 基本方針は、平成20年の空港法の改正とあわせ、空港法第3条第1項に基づき定められたもの。
- 基本方針には、「見直し・改定は、概ね五年ごとに行うものとする。」と明記されているが、これまでの改正は令和6年に総合的な防衛体制の強化のための特定利用空港に関する手続きの記述を追加するのみにとどまっており、前回改正時の航空分科会において、「時代にあわない内容が残っているため、今後、全体的な見直しを行う必要がある。」等のご意見もいただいたところ。
- 今般、基本方針策定以降の空港を取り巻く環境の変化を踏まえ、基本方針の内容のアップデートを行う。令和8年4月より、航空会社から空港管理者への保安検査実施主体の移行が開始されることを踏まえ、令和7年度中に改正を行う。
- なお、今後も空港・航空における環境の変化に対応し、新たな施策ニーズが生ずることに応じて、不斷に見直しを行っていく。